

専門家による臨時経営相談窓口のご案内

令和7年10月3日（金）より、小規模事業者持続化補助金＜一般型＞等の第18回公募が開始されます。福生市商工会では、それに伴い、主に小規模事業者持続化補助金の申請支援に対応し、また、よろず相談事業においてフォローできない人事労務について相談できる臨時経営相談窓口を10月3日（金）より開設いたします。補助金申請に係る事業計画策定支援や福生市認定の特定創業支援事業を受けることを希望される場合や、人事労務について相談ができるので、是非ご活用ください。

対 象	市内小規模事業者等
開 催 日	令和7年10月3日から令和7年11月14日までの期間 原則毎週金曜日
時 間	10:00～16:00 ※上記時間のうち1事業所当たり1時間以内 (開始時間 ① 10:00～ ② 11:00～ ③ 13:00～ ④ 14:00～ ⑤ 15:00～) ※予約の空き状況によっては、ご希望に応えられない場合がございます。
相談対応者	中小企業診断士・社会保険労務士
費 用	無料
開 催 場 所	福生市商工会 (福生市本町92番地5 扶桑会館)
申 込 方 法	<u>事前予約制（開催日の前日まで）先着順。</u> 裏面予約票に記入いただき、FAXにてお送りいただくか、お電話にてお申込みください。 ※受付後、担当よりご連絡をさせていただき相談日を指定させていただきます。 ※土曜日・日曜日・祝祭日及び業務時間外での受付はできません。窓口時間 9:00～17:00 【電話】042-551-2927 担当:小山・山本
主な相談内容	■経営について 経営全般に関する相談、事業継続、事業承継、事業計画策定、販路開拓、補助金・助成金等の活用、新型コロナウイルス感染症対応、インボイス制度導入、最低賃金引き上げ、ITツール導入等による生産性向上・販路開拓等の支援 物価高騰、創業等に関連する支援施策の申請相談等 ■労務について 雇用調整助成金、保護者の休暇取得支援、各種雇用保険関係助成金、求人方法、就業規則・休業・特別休暇、厚生年金保険料猶予 従業員の雇用環境整備（待遇改善・一時的な休業）、人材育成、働き方改革、事業縮小に伴う雇用対策、労務全般、時差出勤などの労務管理上の実務、新型コロナウイルス感染症に伴う休業補償やテレワーク等

相談予約票は裏面にございます。

臨時経営相談窓口事業

《専門家による個別相談予約票》

福生市商工会 行

(FAX 042-551-6179)

事業所名			業種	業
相談者名/役職	相談者名		役職	
事業所所在地	〒			
電話番号	— —		F A X	— —
従業員数	名		携帯電話	— —
希望する日時を記載して頂き、右欄の時間帯の数字を○で囲んで下さい。	第1希望日		希望時間帯	①10:00~11:00 ③13:00~14:00
	月 日 (金)			②11:00~12:30 ④14:00~15:00
	を希望します。			③15:00~16:00
	第2希望日		希望時間帯	①10:00~11:00 ③13:00~14:00
	月 日 (金)			②11:00~12:30 ④14:00~15:00
	を希望します。			③15:00~16:00
	第3希望日		希望時間帯	①10:00~11:00 ③13:00~14:00
	月 日 (金)			②11:00~12:30 ④14:00~15:00
	を希望します。			③15:00~16:00
【相談内容】 ※なるべく具体的にご記載ください。	☐ 経営について			
	☐ 労務について			

・完全予約制ですので、事前に申し込みをお願いします。

【問合先】 福生市商工会
電話番号 042-551-2927
担当:小山・山本